主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、すべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」 (昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法 にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない(なお原 判決の引用する第一審判決の事実摘示及び本件記録に徴すれば上告人が被上告人主 張の日時に本件物件を受取つたことを自白したものと認められないことはない)。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎